

# 質 問 書

※ この MS-WORD 文書のまま送付お願いいたします。(PDF 等のフォーマットへ変換しないでください)

2023 年 4 月 7 日

「(案件名)全世界食料安全保障及び IFNA の推進に関する情報収集・確認調査(QCBS)(国内業務主体)」

(公示日:2023 年 3 月 22 日/調達管理番号:22a00920)について、質問と回答は以下の通りです。

※黄色ハイライト番号の質問は、4 月 3 日回答以降の質問です。

1	P4 第1章 5. 競争参加資格 (2)利益相反の排除	「先に行われた業務等との関連」とは、具体的にどの業務のことでしょうか。「関連で」とは、その業務等を受託した法人、従事した個人を意味するのでしょうか。	特定の業務を想定しての記載ではございません。プロポーザル作成ガイドライン別添資料 12 (46 ページ) でご説明しています、利益相反の排除の考え方と同様にご理解ください。例えば、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する 業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者などを想定しています。
2	同上	「不当に有利となると JICA が判断」する、判断基準をご提示ください。 (例えば、仮に先行業務を受託したこととすると、それがなぜ不当なのでしょう。一般的には、フェーズ 1 案件の受託企業が、フェーズ 2 案件の応札資格を失うことはないとの理解ですが、それとの違いは何なのでしょう。)	No.1 のとおり、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者などを想定しています。

3	P10 第2章 第4条 調査実施の留意事項 (2)発注者との打合せ	「発注者が開催する定例会(月2回各1時間程度)」とは、栄養タスク(栄養サブネットワーク)会合など、既に JICA 内部で実施されているものでしょうか。あるいは、本件業務のために新たに開催されるのでしょうか。 また、上記の打合せへの参加は、業務実施の人月に含まれるのでしょうか。	2022 年度にも実施した JICA 内部向け勉強会 (IFNA ナレッジ勉強会)を指しています。配布資料『最終報告書_2020-2022 年度 IFNA・栄養関連活動に関する情報収集・広報支援業務委託』をご確認ください。 勉強会への参加は業務人月に含まれます。また、開催準備(発表テーマの検討のための発注者との打合せ等)を行う必要がある場合は、その業務も業務人月に含まれます。
4	P12 第2章 第5条 (1)アフリカを含む世界における食料安全保障に係る情報収集 7)国際的なイベント等における対外発信に係る支援業務	「国際的イベント」とは、具体的に何を想定されていますか。本件業務の履行期間中に開催されるイベントという想定で良いのでしょうか。	想定されている国際的イベントはあるものの、現時点では決まっておられません。本件業務の履行期間中に開催されるイベントを想定しています。
5	P12 第2章 第5条 (2)食と栄養に関する情報収集・分析業務 2)発注者内部向け勉強会の開催と議事録の作成	発注者内部向け勉強会および栄養改善パートナー向け勉強会の講師案について、講師は JICA 内部の栄養専門家等を想定するという認識で差し支えないのでしょうか。	両勉強会の講師は JICA 内部の専門家に限りません。過去には JICA 国際協力専門員のほか、技プロ専門家、国際機関勤務経験者、国内省庁職員等に講師を務めて頂いています。想定する講師・発表テーマをご提案ください。
6	P14 第2章 第5条 (5)栄養改善パートナー事業に係る支援業務 1)栄養改善パートナー向け勉強会	「年4回程度は専門家会合として実施する。」とありますが、「専門家会合」とは何か、聴講者の想定等、ご教示ください。	「専門家会合」は栄養に関連する専門家(JICA 国際協力専門員や JICA 栄養関連事業に従事されている専門家、IFNA 事務局)を主な対象として、知見、課題及び教訓等の共有、意見交換を行う会合となります。勉強会として合わせて毎年度12回程度開催のうち、4回程度を専門家会合として開催することを想定しています。

7	P16 第2章 第6条 (6)報告書等	毎月末に業務従事月報を提出する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	毎月末にコンサルタント業務従事月報は提出頂くことになっています。月報の提出については、共通仕様書に記載があるため、特記仕様書案には記載していません。
8	P18 第3章 1. プロポーザルに記載されるべき事項 (3)業務従事予定者の経験、能力 1) 評価対象業務者の経歴及び業務従事者の予定人月数 及び P19 第3章 2. 業務実施上の条件 (2)業務量目途と業務従事者構成案	評価対象者とする「①業務主任者／IFNA 推進」と「②農業・食料システム」の合計人月が、「約6.95人月」となっており、業務量の目途である約14.35人月の半分を満たしません。評価対象外(③栄養改善／広報)の人月目安とあわせ、記載をご確認ください。	評価対象者の人月が全体人月の半分以上を占めるという決まりはございません。「業務量の目途」と、「評価対象とする業務従事者の予定人月数」の差が、③栄養改善／広報の想定人月目安となります。
9	P.12 「発注者内部向け勉強会」 P.14 「栄養改善パートナー向け勉強会」	両方を合わせて「月1回(毎年度12回程度)の開催」とありますが、それぞれ参加対象者が異なりますが、両勉強会を同時開催するイメージですか？(同日開催で、一部、二部で分けるような？)	両勉強会はそれぞれ別の日に開催することを想定しています。発注者内部向け勉強会(年4回程度)、栄養改善パートナー向け勉強会(年4回程度)、専門家会合(年4回程度)を想定しています。
10	P.12 「JICA 栄養事業の総括表」	四半期に2カ国程度更新とありますので、契約期間中の11四半期で延べ22カ国分を更新することになります。 更新について、例えば同じ国の情報を、契約期間の前半で1回更新、後半で1回更新などするイメージでしょうか？ それとも、1回更新すれば、その国については契約期間中はもう更新しないイメージでしょうか？	基本的に契約期間のなかで1カ国につき1度の更新を考えていますが、発注者(JICA 経済開発部)との協議の上、すでに更新した国の情報を更新頂く場合もあります。

11	p.14 「IFNA 運営委員会を構成する 10 機関に係るドナーマッピング作成」	運営委員 10 機関の窓口担当者への最初のコンタクトは貴機構から取っていただけるのでしょうか？	ご理解の通りです。
12	p.14 「栄養改善パートナー向け勉強会」	栄養改善パートナーの現在の登録者数は何名でしょうか？ また、過去 1 年間の勉強会の平均参加者数は何名でしょうか？	栄養改善パートナーの登録者数は 800 名強です。 2022 年度の勉強会参加者数は平均 16 名です。
13	P.18 「業務経験分野等」及び P.22	副業務主任者を配置する場合で、「副業務主任者／IFNA 促進 2」ではなく、「副業務主任者／農業・食料システム」とする場合、類似業務経験の分野は「農業・食料システム」の類似業務経験を記載すればよろしいでしょうか？ また、「副業務主任者／栄養改善／広報」とする場合は、類似業務経験の分野はどうなりますでしょうか？	「副業務主任者／農業・食料システム」として提案頂く場合、「農業・食料システム」の類似業務経験を記載してください。 なお、「副業務主任者／栄養改善／広報」の場合には、「栄養改善／広報」は評価対象外ですが、業務主任や副業務主任の実績を確認する必要がありますので、様式 4-5(その 1)、様式 4-5(その 2)については、「業務主任者／●●●●(業務分野名)」や「副業務主任者／●●●●(業務分野名)」の形で記載いただき、4-5(その 3)については、提出不要です。
14	P10 ~ P11 第 2 章 第 5 条(1)「食料安全保障レポート」	「食料安全保障レポート」に含める 1)~6)の情報につきまして、貴機構の JICA 食と農の協働プラットフォーム(JiPFA)が定期的に発行されている「ウクライナ及び世界の食料・農業分野の動向について」の内容と共通点がございます。「食料安全保障レポート」は「ウクライナ及び世界の食料・農業分野の動向について」の内容を引き継ぐのか、それとも同時進行で両方が作成されるのかご教示お願い致します。	本食料安全保障レポートは、「ウクライナ及び世界の食料・農業分野の動向について」を引き継ぐものになります。

15	P10 ～ P11 第2章 第5条(1) 「食料安全保障レポート」	「食料安全保障レポート」に 1)～6)を四半期毎にまとめるとあります。一方、そのうち5)は、「食料安全保障に係る JICA 事業の広報・対外発信」とあり、「食料安全保障レポート」に含めるものではないように読めます。含める場合、イメージされているものを、5)で示されている「広報資料に掲載する記事」との違いを含めてご教示いただけますでしょうか。	「5)食料安全保障に係る JICA 事業の広報・対外発信」は「食料安全保障レポート」に含まれません。 企画競争説明書 p.10 の「以下1)～6)の情報を四半期ごとにまとめ、レポートを作成する」を「以下1)～4)及び6)の情報を四半期ごとにまとめ、レポートを作成する」に訂正します。
16	P22 別紙2 プロポーザル評価配点表	3. 業務従事予定者の経験・能力は 40 点満点とされていますが、業務管理グループを組む場合の( )内配点を足し上げると 42 点となります。ご確認をお願いできますでしょうか。	①業務主任者と②副業務主任者の配点の小計に誤りがありました。正しくはそれぞれ計 11 点となります。「3. 業務従事予定者の経験・能力」の合計は 40 点のままです。
17	P10 第2章 第4条 調査実施の留意事項(2) 「発注者が開催する定例会」  P12 第2章 第5条(2)2「発注者内部向け勉強会の開催と議事録の作成」  2023年4月3日付質問書回答3	P10 の「発注者が開催する定例会」(月2回各1時間程度)とは、JICA 内部向け勉強会(IFNA ナレッジ勉強会)であるとのことご回答をいただきましたが、こちらとP12 の「発注者内部向け勉強会」(ご回答によると4回/年度、1時間程度)の位置付け、目的の違いはどのようなものになるでしょうか。	p.10 に記載の「発注者が開催する定例会」は「発注者内部向け勉強会」(p.12)及び「IFNA ナレッジ勉強会」(本質問書の回答 No.3)と同義になります。「(月2回各1時間程度)」が誤りでしたので、「(年4回程度)」に訂正します。 発注者が開催する定例会の目的は、IFNA 事務局、JICA 本部職員の間で IFNA や栄養の知見を整理・共有することです。 なお、各種勉強会を改めて整理すると以下の3つになります。 ①「発注者が開催する定例会」(＝「発注者内部向け勉強会」＝「IFNA ナレッジ勉強会」) ②「栄養改善パートナー向け勉強会」 ③「専門家会合」 ①～③いずれも年4回程度、合計12回程度。

18	<p>P10 第2章 第4条 調査実施の留意事項(2) 「発注者が開催する定例会」</p> <p>P12 第2章 第5条(2)2「発注者内部向け勉強会の開催と議事録の作成」</p> <p>2023年4月3日付質問書回答3</p>	<p>「発注者内部向け勉強会」 「栄養改善パートナー向け勉強会」(協力隊、専門家) がございいますが、第1回目の勉強会は何月からを想定しておられますでしょうか。</p>	<p>第1回目の勉強会は7月の開始を想定しています。</p>
19	<p>P18 ~ P19 第3章 1. (3) 1) ①評価対象とする業務従事者の担当専門分野 及び 2. (2) 2) 業務従事者の構成案</p>	<p>両ページにて業務主任者の担当分野名が若干異なっていますが(P18:業務主任者/IFNA推進、P19:業務主任者/IFNA促進)、どちらで統一すべきでしょうか。</p>	<p>「IFNA推進」に統一をお願い致します。 p.19に記載の「①業務主任者/IFNA促進(3号)」を「①業務主任者/IFNA推進(3号)」に訂正します。</p>
20	<p>P.10 第5条調査の内容(2) IFNAクラスター運営の補助と食と栄養に関する情報収集・分析業務</p>	<p>P.10には左のように記載がありますが、P.12には「(2)食と栄養に関する情報収集・分析業務」とあります。 「(2)IFNAクラスター運営の補助と食と栄養に関する情報収集・分析業務」と、 「(2)食と栄養に関する情報収集・分析業務」、 どちらが正しいでしょうか？</p>	<p>正しくは「(2)食と栄養に関する情報収集・分析業務」となります。 p.10に記載の「(2)IFNAクラスター運営の補助と食と栄養に関する情報収集・分析業務」を「(2)食と栄養に関する情報収集・分析業務」に訂正します。</p>
21	<p>P.16 第6条報告書等(2)最終報告書(和文1部、電子データのみ)</p>	<p>P.16の下から4行目に「栄養クラスター運営」とありますが、P.10で出てくる「IFNAクラスター運営」と同意でしょうか？</p>	<p>ご理解の通りです。</p>

以上